

企画部(局)における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	総合情報 政策課	沖縄県地図情報システムASPサービス提供業務	平成29年 3月31日	20,217,600	(株)パスコ沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目14番1号	第167条の2 第1項第6号	システム更新にあたり、平成27年度にRFIを実施し、3社(パスコ、国際航業、インフォマティクス)から見積額など情報の提供があった。そのうち、平成28年度まで同様の業務内容の契約を結んでいた(株)パスコが最も安価な金額を提示した。同社と随意契約を結ぶことが経費の削減を実現でき、有利となることから契約の相手先として選定した。	長期継続 契約
2	総合情報 政策課	沖縄県地図情報システムASPサービス提供業務におけるオープンデータ提供機能導入業務委託	平成30年 3月8日	2,160,000	(株)パスコ沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目14番1号	第167条の2 第1項第2号	現在稼働している沖縄県地図情報システムは、平成24年度に企画提案方式により株式会社パスコが構築・提供しているシステムであり、現在の運用管理業務も同社が行っている。今回の業務委託は、現行システムのマップ更新と連動してオープンデータを自動更新し住民等へ提供する機能を追加するための業務である。このため、構築・運用管理を行っている者に委託することが円滑な運用を図り障害発生時の対応も適切に行えることから、株式会社パスコを契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
3	総合情報 政策課	沖縄県統合宛名システムにおける運用保守委託	平成30年 3月30日	5,810,400	富士電機(株)	東京都品川区大崎1丁目11番地2号	第167条の2 第1項第2号	当該システムは、平成27年度に実施した沖縄県統合宛名システム開発等委託業務で構築したシステム、機器の運用保守に関する委託業務である。当該システムは構築者と同一の者にシステム保守等維持を履行させなければ、円滑な運用に著しい影響が生じる他、障害発生時には責任の所在が不明確となるおそれがあることから、構築した社を契約の相手方とした。なお、平成27年度の開発等委託業務の業者選定については、公募型プロポーザル方式を採用した。	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部(局)における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	総合情報 政策課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク映像伝送システム改修	平成30年 3月12日	7,236,000	日本電気(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)の伊良部中継局高所カメラ修繕及び映像伝送に係る各種ネットワーク設定等を実施するものである。高所カメラにて撮影された映像は、本ネットワークを通して沖縄県庁統制局に伝送され、各関係機関へと配信されることから、高所カメラおよび本ネットワーク・映像伝送システムとは密接不可分の関係であり、一体として管理・調整する必要がある。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。本業務の実施に際し、本ネットワークの運用を妨げず行う必要があることから、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。</p> <p>よって、本業務を実施できるのは、本ネットワーク整備工事の共同企業体代表構成員として構築に携わり、現在も保守点検業務を行っている日本電気株式会社のみであるため、当該事業者を選定した。</p>	特命随意 契約
5	総合情報 政策課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク運転監視業務	平成30年 3月30日	15,785,280	日本電気(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄県総合行政情報通信ネットワークは、防災通信機能を含め各種行政情報システムの伝送路として利用する重要回線であり、24時間・365日の運用を前提としている。</p> <p>当該業務はネットワークの安定稼働を図るため、運転監視等を行うものであり、障害発生時等の緊急時に迅速な対応ができるよう機器構成やシステム内容を熟知したものに委託する必要がある。</p> <p>そのため、本ネットワークの主要機器を納入した日本電気株式会社沖縄支店以外では満足な業務履行が難しいことから、当該事業者を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部(局)における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	総合情報 政策課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク保守点検業務	平成30年 3月30日	24,300,000	日本電気(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の保守点検業務を実施するものである。本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>本業務の実施に際し、本ネットワークの運用を妨げず行う必要があり、障害発生時には原因究明、復旧方法の計画を行い、迅速かつ確かな対応を取る必要があることから、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。</p> <p>よって、本業務を実施できるのは、本ネットワーク整備工事の共同企業体代表構成員として構築に携わり、現在も保守点検業務を行っている日本電気株式会社のみであるため、当該事業者を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
7	総合情報 政策課	総合行政情報通信ネットワーク中継局自家用電気工作物保安業務委託	平成30年 3月30日	1,517,400	(一財)沖縄電気保安協会	那覇市西3丁目8番21号	第167条の2 第1項第2号	<p>災害時に電気主任技術者が被災すると自家用電気工作物保安業務にあたれなくなる可能性があるため、その不選任承認制度を活用する必要があるが、委託先については、国の定める要件を満たす必要がある。</p> <p>かつ、県内離島にあり、業務範囲が広範囲となる総合行政情報通信ネットワーク中継局での業務を安定的に遂行できる体制を有している法人を契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部(局)における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	総合情報 政策課	沖縄～南大東 間海底ケーブル等の設備保 守に関する契約書	平成30年 3月30日	48,276,000	西日本電信電話(株)沖 縄支店	沖縄県浦添市城間四丁 目35番1号	第167条の2 第1項第2号	沖縄本島と南大東間を結ぶ海底光ケーブル等の地上デジタル放送伝送路は、一部の単独財産を除き西日本電信電話株式会社との共有財産として整備した財産である。 当該業者は、当該共有財産により南北大東地区において基礎的電気通信役務を提供していることから、その保守(維持)は電気通信事業法で定める基準により実施する必要があるため、当該事業者を選定した。	特命随意 契約 長期継続 契約
9	総合情報 政策課	CORAL基幹シ ステム管理業 務委託契約	平成30年 3月30日	26,264,908	特定非営利活動法人 フロンティア沖縄推進機構	沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援セ ンター 505	第167条の2 第1項第2号	本業務は、沖縄県庁のITインフラであり、各種業務システムにネットワーク環境を提供している、CORAL基幹システムの管理委託である。 競争入札等により本件業務を契約した場合、本システムを熟知しない者が管理することにより安定性が損なわれるおそれがあり、また、本システムの構成や運用についての情報を持つものが増えることから、情報漏えいのリスクが拡散する。 以上より、本業務は「性質又は目的が競争入札に適さない業務」と判断し、当該業者を契約の相手方とした。	特命随意 契約 長期継続 契約
10	総合情報 政策課	沖縄県総合行 政情報通信 ネットワークイ ンターネット系V R追加業務委 託	平成30年 2月1日	3,823,200	日本電気株式会社 沖縄 支店	沖縄県久茂地2丁目2番 2号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、総務省が推進する自治体ネットワーク強靱化に対応するため、本庁と各合庁を結ぶ沖縄県総合行政情報通信ネットワークに、新たな仮想ルータを追加するものである。 同回線は、CORALネットワークの他、各市町村の防災無線・LGWAN・住基ネットといった重要システムが利用しており、重大な障害の発生を避けるため、同回線の構成を熟知したものが作業を行う必要がある。 以上より、本業務は「性質又は目的が競争入札に適さない業務」と判断し、当該業者を契約の相手方とした。	特命随意 契約

企画部(局)における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	総合情報 政策課	市町村設置 ルータに対する 死活監視機能 追加業務委託	平成30年 1月15日	1,205,280	日本電気株式会社 沖縄 支店	沖縄県久茂地2丁目2番 2号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県および各市町村がインターネットへアクセスする経路の一部である、沖縄県情報セキュリティクラウド(以下、沖縄SC)へのアクセス回線の死活監視体制を構築するものである。</p> <p>回線の構成上、沖縄SC内で死活監視を行うことが合理的であるが、構築の際に沖縄SCの機密情報が必要となることから、機密情報の拡散を防ぐため、沖縄SCの構築に携わったものが作業を行う必要がある。</p> <p>以上より、本業務は「性質又は目的が競争入札に適さない業務」と判断し、当該業者を契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
12	総合情報 政策課	沖縄県庁外ア クセスシステム 保守業務委託 契約	平成30年 3月1日	2,257,200	西日本電信電話(株) 沖縄支店	沖縄県浦添市城間四丁 目35番1号	第167条の2 第1項第6号	<p>本業務の内容は、平成27年度に西日本電信電話(株)沖縄支店によって構築されたシステムの保守である。</p> <p>構築事業者以外の者が本業務を履行することとなると、障害等発生時における責任の所在等が不明瞭となり、運用に著しい支障をきたす恐れがあるため、構築事業者である西日本電信電話(株)沖縄支店を契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
13	総合情報 政策課	沖縄県ホーム ページ管理シス テム保守業務	平成30年 3月1日	1,128,600	グローバルデザイン(株)	静岡県静岡市葵区紺屋 町17番地の1 葵タワー16 階	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の内容は、平成23年度にグローバルデザイン(株)によって開発されたシステムの保守運用である。</p> <p>開発事業者以外の者が本業務を履行することとなると、障害等発生時における責任の所在等が不明瞭となり、運用に著しい支障をきたす恐れがあるため、開発事業者であるグローバルデザイン(株)を契約相手方とした。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部(局)における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る委託業務	平成30年3月30日	7,799,776	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町2-5番地	第167条の2第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	長期継続契約・特命随意契約
15	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおけるファイアウォールの監視及び保守に関する業務	平成30年3月29日	13,483,294	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町2-5番地	第167条の2第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	長期継続契約・特命随意契約
16	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク運用管理業務委託	平成30年3月26日	11,006,928	日本電機株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	ネットワークの管理運用等は、同ネットワークの構築者と同じの者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため。	長期継続契約・特命随意契約
17	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク機器保守管理業務委託	平成30年3月26日	4,254,768	日本電機株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	ネットワーク機器の保守管理にあたっては、そのネットワークの構築者と同じの者にシステムの運用・改良等を履行させなければ円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続契約・特命随意契約
18	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用支援業務委託	平成30年3月26日	3,148,200	日本電機株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	システムのメンテナンス等は、同システムの構築者と同じの者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため。	長期継続契約・特命随意契約

企画部(局)における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末増設機器等の保守管理及び運用支援業務委託	平成30年 3月26日	2,301,048	日本電機株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワーク機器等の保守管理等にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約